

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月15日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)(1SB-1(6))しゃ断器動作試験において、蓄勢用電動機から発煙が認められたため、当該電動機を点検・修理。なお、消防署による現場確認で火災でない判断された。	G II	
2	3号機	補機冷却海水系入口配管において、配管内面ライニング部に孔食(合計53箇所)が認められたため、当該配管ライニングを修理。	G III	
3	4号機	計装用圧縮空気系除湿装置出口露点計において、指示不良(通常-100±10℃に対して-25℃と高めに指示)が認められたため、当該露点計を点検・修理。	G III	
4	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理設備運転日誌において、焼却設備ドラム缶処理(貯蔵)本数記載欄に誤記が認められたため、当該日誌を誤記訂正。	G III	
5	サイトバンカ	サイトバンカ建屋給気フィルタ室入口扉において、扉の閉固着により開ができない状態が認められたため、当該扉を点検・修理。	G III	